

## I C T 活用工事（舗装工（修繕工））積算要領

### 1. 適用範囲

この要領は、 I C T による舗装工（修繕工）（以下、「舗装工（修繕工）（ I C T ）」という。）のうち、 I C T 路面切削機によるアスファルト舗装路面の切削作業（複数の路面切削機による並列切削作業を除く）から概ね切削した舗装厚分を即日で急速施工する作業に適用する。  
積算にあたっては、土木工事標準積算基準書（以下、「積算基準」）により行うこととする。

#### ・切削オーバーレイ工

切削作業は、ストレートアスファルト、改質アスファルトとする。

ただし、特殊結合材（エポキシ樹脂）及び特殊骨材（エメリー）を含むアスファルト舗装路面の切削作業を除く。

アスファルト混合物の積算は購入方式を標準とし、プラント方式の場合は別途考慮する。

平均切削深さが 12cm を超えるものは適用範囲外とする。

また、橋面防水工を同時に施工する場合の橋面舗装、排水性舗装、シックリフト工法、 Q R P 工法等並びに、路面切削機を使用しない道路打換え工のための舗装版とりこわしには適用しない。

### 2. 機械経費

#### 2-1 機械経費

舗装工（修繕工）（ I C T ）の積算で使用する I C T 建設機械の機械経費は、以下のとおりとする。

なお、損料については、最新の「建設機械等損料算定表」によるものとする。

I C T 建設機械名	規格	機械経費	備考
路面切削	ホイール式・廃材積込装置付・排出ガス対策型（第3次基準値）切削幅 2.0m × 深さ 23cm	損料にて計上	I C T 建設機械経費加算額は別途計上

#### 2-2 I C T 建設機械経費加算額

I C T 建設機械経費損料加算額は、建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用とし、「2-1 機械経費」で示す I C T 建設機械に適用する。

##### （1）舗装工（修繕工）（ I C T ）

対象建設機械：路面切削機

損料加算額：20,000円／日

#### 2-3 その他

I C T 建設機械経費等として、以下の各経費を、共通仮設費の技術管理費に計上する。

##### 2-3-1 保守点検

I C T 建設機械の保守点検に要する費用は、次式により計上するものとする。

##### （1）舗装工（修繕工）（ I C T ）

$$\text{保守点検費} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 (\text{人}/\text{日}) \times \frac{\text{施工数量 (m}^2\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^2/\text{日})}$$

（注）作業日当り標準作業量は、土木工事標準積算基準書【別冊】「第 I 編第13章その他④作業日当り標準作

業量」の標準作業量による。

### 2-3-2 システム初期費

ICT施工用機器の賃貸業者が行う施工業者への取扱説明に要する費用、システムの初期費用等、貸出しに要する全ての費用は、以下のとおりとする。

#### (1) 舗装工（修繕工）(ICT)

対象機械：路面切削機

548,000 円／式

### 3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

### 4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

舗装工（修繕工）(ICT)における、ICT建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

### 5. 土木工事標準積算基準書に対する補正

#### 5-1 単価表の補正

積算基準の「7. 単価表（1）切削オーバーレイ 100m<sup>2</sup>当り単価表」にて建設機械に取付ける各種機器及び地上の基準局・管理局の賃貸費用としての「ICT建設機械経費加算額」を以下のとおり加算する。

名称	規格	単位	数量	指定事項
I C T 建設機械 経費加算額		日	100/D	7cm 以下 一層舗設 機械賃料数量 1.31
				7cm を超え 12cm 以下 一層舗設 機械賃料数量 1.26
				7cm を超え 12cm 以下 二層舗設 機械賃料数量 1.00

(注) D : 日当り施工量 (m<sup>2</sup>/日)

### 6. 諸雑費

舗装工（修繕工）(ICT)を実施する場合、諸雑費率を乗じる合計額に、ICT建設機械経費加算額は含めない。

### 附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。